

医療情報取得加算に関する掲示

当院はマイナンバーカードによる保険証（マイナ保険証）の利用により、質の高い医療提供に努めている医療機関です。

患者様よりお預かりした、受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報は適切に管理・活用し診察を行います。

令和 6 年 12 月 1 日より、国が定めた診療報酬改定にともない、診療報酬を下記の通り算定いたします。

■ 初診（月に 1 回）：1 点

■ 再診（3 ヶ月に 1 回）：1 点

マイナ保険証によるオンライン資格確認のご利用に、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和 6 年 12 月
医療法人社団 安田内科病院